

穂波交番だより



年末の交通安全県民運動 12月号

運動の重点

- 1 夕暮れ時以降の交通事故防止～横断歩道マナーアップ運動の推進～
- 2 飲酒運転の撲滅
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

運動の期間

令和6年12月11日(水) から同月31日(火) までの21日間

【自転車のながらスマホ・酒気帯び運転等の罰則強化

(令和6年11月1日道路交通法の改正)

○ 運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。※停止中の操作は対象外

- ⇒ 違反者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

○ 酒気帯び運転および補助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

- ⇒ 違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

○ 「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。



令和7年福岡県警察年頭視閲

福岡県警察では、来年1月9日(木)、福岡国際センターで年頭視閲を行います。

皆様、ご来場の上、威風堂々とした本県警察の勇姿をご覧ください。 **入場は無料です**

- ◆ 日時 令和7年1月9日(木) 14:00~15:00
- ◆ 場所 福岡国際センター (福岡市博多区築港本町2-2)
- ◆ 内容 ◇ 年頭視閲 警察部隊分列行進・車両行進 など
◇ 白バイ・パトカーとの記念撮影 など
※ 情勢によって、内容が変更となる場合があります。

【お問い合わせ】 福岡県警察本部教養課

092-641-4141 (内線2743)



11月中の穂波交番の事件・事故発生状況

物件事故 78件
人身事故 12件
屋外盗(万引き等) 7件 器物損壊 1件

※ 11月28日現在

ふっけい安心メール・あんあんメールに
登録して安全情報を確認しよう!

●福岡県の安全・安心まちづくりのホームページアドレス
<http://www.anzen-fukuoka.jp/an2net/>

●ケータイでもアクセスOK! ▶▶▶▶▶

